

令和3年度5月定例教育委員会資料

令和3年5月21日(金曜日)

奄美市教育委員会

令和3年度 5月定例教育委員会

開会の日時：令和3年5月21日(金曜日) 午前10時00分～10時30分

会議の場所：本庁舎6階中会議室

出席した委員及び事務局職員等の氏名

教 育 長	要 田 憲 雄	教 育 部 長	徳 永 恵 三
		教 育 総 務 課 長	重 信 竜 昇
教育長職務代理	恵 上 イサ子	学校教育課長補佐	西 島 常 徳
		学校教育課学事係長	川 上 美 希 子
委 員	元 井 孝 信	生涯学習課長	大 庭 勝 利
		文化財課長	伊 集 院 正
委 員	西 正 和	スポーツ推進課長	田 中 巖
		学校給食センター所長	井 上 裕 之
		住用地域教育課長	宅 間 道 和
		笠利地域教育課長	丸 田 宗 八 郎
		企画総務係長	久 保 田 貴 美 人

会議の順序

1 開 会

2 議 事

(1) 「4月定例教育委員会議事録の承認」について

(2) 委員、教育長等の業務報告について

(3) 議案第1号「奄美市教職員訓告措置審査委員会規程の一部を改正する訓令の制定」
について

議案第2号「奄美市教育行政評価会議設置要領の一部を改正する要領の制定」について

議案第3号「奄美市教育振興基本計画策定委員会設置要綱の一部を改正する要綱の制定」
について

議案第4号「奄美市立学校教職員労働安全衛生管理規程の一部を改正する訓令の制定」
について

議案第5号「奄美市ICT教育推進協議会要綱の一部を改正する要綱の制定」について

議案第6号「奄美市教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令の制定」について

議案第7号「奄美市教育委員会活動の自己点検・評価実施要綱の一部を改正する要綱の制定」
について

議案第 8 号「奄美市民歌選考委員会設置要綱の廃止」について

議案第 9 号「奄美市民歌制定委員会設置要綱の廃止」について

議案第 10 号「奄美市・宇検村・伊仙町歴史文化基本構想策定専門委員会設置要綱の廃止」
について

議案第 11 号「奄美市名瀬・住用地区学校給食センター基本・実施設計選定委員会設置要綱
の廃止」について

議案第 12 号「奄美市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定」について

議案第 13 号「奄美市生徒指導審議委員会設置要綱の制定」について

議案第 14 号「奄美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条
例の一部を改正する条例の制定」について

議案第 15 号「奄美市任期付市費負担教職員の採用、給与及び勤務条件等に関する条
例の一部を改正する条例の制定」について

3 その他

議案第1号

奄美市教職員訓告措置審査委員会規程の一部を改正する訓令の制定について

奄美市教職員訓告措置審査委員会規程の一部を改正する訓令を次のように制定したいので、奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年教育委員会規則第1号）第10条の規定により議決を求める。

令和3年5月21日提出

奄美市教育委員会教育長 要田 憲雄

奄美市教職員訓告措置審査委員会規程の一部を改正する訓令

奄美市教職員訓告措置審査委員会規程（平成18年奄美市教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「総務課長」を「教育総務課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年5月21日から施行する。

議案第2号

奄美市教育行政評価会議設置要領の一部を改正する要領の制定について

奄美市教育行政評価会議設置要領の一部を改正する要領を次のように制定したいので、奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年教育委員会規則第1号）第10条の規定により議決を求める。

令和3年5月21日提出

奄美市教育委員会教育長 要田 憲雄

奄美市教育行政評価会議設置要領の一部を改正する要領

奄美市教育行政評価会議設置要領（平成20年奄美市教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

第5条中「教育委員会事務局総務課」を「教育委員会事務局教育総務課」に改める。

附 則

この要領は、令和3年5月21日から施行する。

議案第3号

奄美市教育振興基本計画策定委員会設置要綱の一部を改正する要綱の制定について

奄美市教育振興基本計画策定委員会設置要綱の一部を改正する要綱を次のように制定する。

令和3年5月21日提出

奄美市教育委員会教育長 要田 憲雄

奄美市教育振興基本計画策定委員会設置要綱の一部を改正する要綱

奄美市教育振興基本計画策定委員会設置要綱（平成27年奄美市教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

第7条中「教育委員会事務局総務課」を「教育委員会事務局教育総務課」に改める。

附 則

この要綱は、令和3年5月21日から施行する。

議案第4号

奄美市立学校教職員労働安全衛生管理規程の一部を改正する訓令の制定
について

奄美市立学校教職員労働安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のよう
に制定したいので、奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年奄
美市教育委員会規則第1号）第10条の規定により議決を求める。

令和3年5月21日提出

奄美市教育委員会教育長 要田 憲雄

奄美市立学校教職員労働安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

奄美市立学校教職員労働安全衛生管理規程（平成20年奄美市教育委員会訓令
第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「教育委員会事務局総務課長」を「教育委員会事務局教育総
務課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年5月21日から施行する。

議案第 5 号

奄美市 I C T 教育推進協議会要綱の一部を改正する要綱の制定について

奄美市 I C T 教育推進協議会要綱の一部を改正する要綱を次のように制定したいので、奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年教育委員会規則第 1 号）第10条の規定により議決を求める。

令和 3 年 5 月 21 日 提出

奄美市教育委員会教育長 要田 憲雄

奄美市 I C T 教育推進協議会要綱の一部を改正する要綱

奄美市 I C T 教育推進協議会要綱（平成29年奄美市教育委員会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項中「教育委員会事務局総務課長」を「教育委員会事務局教育総務課長」に改める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 21 日から施行する。

議案第6号

奄美市教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令の制定について

奄美市教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令を次のように制定したいので、奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年奄美市教育委員会規則第1号）第10条の規定により議決を求める。

令和3年5月21日提出

奄美市教育委員会教育長 要田 憲雄

奄美市教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令

奄美市教育委員会教育長事務委任規程（平成18年奄美市教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第26条第2項」を「第25条第4項」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年5月21日から施行する。

議案第7号

奄美市教育委員会活動の自己点検・評価実施要綱の一部を改正する要綱
の制定について

奄美市教育委員会活動の自己点検・評価実施要綱の一部を改正する要綱を次のように制定したいので、奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年奄美市教育委員会規則第1号)第10条の規定により議決を求める。

令和3年5月21日提出

奄美市教育委員会教育長 要田 憲雄

奄美市教育委員会活動の自己点検・評価実施要綱の一部を改正する要綱

奄美市教育委員会活動の自己点検・評価実施要綱(平成20年奄美市教育委員会告示第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第27条」を「第26条」に改める。

附 則

この要綱は、令和3年5月21日から施行する。

議案第8号

奄美市民歌制定委員会設置要綱を廃止する要綱の制定について

奄美市民歌制定委員会設置要綱を廃止する要綱を次のように制定したいので、奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年奄美市教育委員会規則第1号）第10条の規定により議決を求める。

令和3年5月21日提出

奄美市教育委員会教育長 要田 憲雄

奄美市民歌制定委員会設置要綱を廃止する要綱

奄美市民歌制定委員会設置要綱（平成31年奄美市教育委員会告示第9号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和3年5月21日から施行する。

議案第9号

奄美市民歌選考委員会設置要綱を廃止する要綱の制定について

奄美市民歌選考委員会設置要綱を廃止する要綱を次のように制定したいので、奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年奄美市教育委員会規則第1号）第10条の規定により議決を求める。

令和3年5月21日提出

奄美市教育委員会教育長 要田 憲雄

奄美市民歌選考委員会設置要綱を廃止する要綱

奄美市民歌選考委員会設置要綱（令和元年奄美市教育委員会告示第10号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和3年5月21日から施行する。

議案第10号

奄美市・宇検村・伊仙町歴史文化基本構想等策定専門委員会設置要綱を
廃止する要綱の制定について

奄美市・宇検村・伊仙町歴史文化基本構想等策定専門委員会設置要綱を廃止
する要綱を次のように制定したいので、奄美市教育委員会の行政組織等に関す
る規則（平成18年奄美市教育委員会規則第1号）第10条の規定により議決を求
める。

令和3年5月21日提出

奄美市教育委員会教育長 要田 憲雄

奄美市・宇検村・伊仙町歴史文化基本構想等策定専門委員会設置要綱を
廃止する要綱

奄美市・宇検村・伊仙町歴史文化基本構想等策定専門委員会設置要綱（平成
20年奄美市教育委員会告示第4号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和3年5月21日から施行する。

議案第11号

奄美市名瀬・住用地区学校給食センター基本・実施設計選定委員会設置
要綱を廃止する要綱の制定について

奄美市名瀬・住用地区学校給食センター基本・実施設計選定委員会設置要綱
を廃止する要綱を次のように制定したいので、奄美市教育委員会の行政組織等
に関する規則（平成18年奄美市教育委員会規則第1号）第10条の規定により議
決を求める。

令和3年5月21日提出

奄美市教育委員会教育長 要田 憲雄

奄美市名瀬・住用地区学校給食センター基本・実施設計選定委員会設置
要綱を廃止する要綱

奄美市名瀬・住用地区学校給食センター基本・実施設計選定委員会設置要綱
（平成27年奄美市教育委員会告示第3号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和3年5月21日から施行する。

議案第12号

奄美市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について

奄美市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則を次のように制定したいので、奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年奄美市教育委員会規則第1号)第10条の規定により議決を求める。

令和3年5月21日提出

奄美市教育委員会教育長 要田 憲雄

奄美市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則

奄美市教職員住宅管理規則(平成18年奄美市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表の1名瀬管内の表中第1項を削り、第2項から第18項までを1項ずつ繰り上げる。

同表中

「

名瀬管内小計：18棟	56	—	—	—	—	—
------------	----	---	---	---	---	---

」を

「

名瀬管内小計：17棟	55	—	—	—	—	—
------------	----	---	---	---	---	---

」に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 13 号

奄美市生徒指導審議委員会設置要綱の制定について

奄美市生徒指導審議委員会設置要綱を次のように制定したいので、奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成 18 年奄美市教育委員会規則第 1 号）第 10 条の規定により議決を求める。

令和 3 年 5 月 21 日提出

奄美市教育委員会教育長 要田 憲雄

奄美市生徒指導審議委員会設置要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、奄美市生徒指導審議委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、奄美市教育行政の基本方針及び奄美市いじめ防止基本指針に基づき、奄美市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する生徒指導に係る取組や対策等について、教育委員会に必要な助言を行う。

（組織）

第 3 条 委員会は、委員 6 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者、弁護士、公認心理師（臨床心理士）、その他教育委員会が適当と認める者のうちから、教育委員会が委嘱する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長になる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことはできない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会において必要があると認めるときは、委員以外の関係者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前条の規定により会議に出席した者は、会議によって知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、学校教育課において処理する。

(補則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 5 月 12 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後、最初に開かれる会議（委員の任期が満了し、新たな委員の委嘱が行われる場合の最初の会議を含む。）は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

議案第14号

奄美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

奄美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定したいので、奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年奄美市教育委員会規則第1号）第10条の規定により議決を求める。

令和3年5月21日提出

奄美市教育委員会教育長 要田 憲雄

奄美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

奄美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例（平成18年奄美市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条中第77号を第78号とし、第76号の次に次の1号を加える。

(77) 生徒指導審議委員会委員

別表中「

いじめ問題調査委員会の委員長	日額	12,600円	部長の旅 費相当額
同委員	日額	10,100円	

」を

「

いじめ問題調査委員会の委員長	日額	12,600円	副市長の 旅費相当 額
同委員のうち弁護士・公認心理 師・大学教授及びそれに準ずる 委員	日額	10,100円	
同委員のうち上記以外の委員	日額	3,900円	部長の旅費 相当額
生徒指導審議委員会の委員長	日額	12,600円	副市長の 旅費相当 額
同委員のうち弁護士・公認心理 師・大学教授及びそれに準ずる 委員	日額	10,100円	
同委員のうち上記以外の委員	日額	3,900円	部長の旅 費相当額

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第15号

奄美市任期付市費負担教職員の採用，給与及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

奄美市任期付市費負担教職員の採用，給与及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定したいので，奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年奄美市教育委員会規則第1号）第10条の規定により議決を求める。

令和3年5月21日提出

奄美市教育委員会教育長 要田 憲雄

奄美市任期付市費負担教職員の採用，給与及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例

奄美市任期付市費負担教職員の採用，給与及び勤務条件等に関する条例（令和2年奄美市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第8条を第11条とし，第7条を第10条とし，第6条を第9条とし，第5条の次に次の3条を加える。

（給料の調整額）

第6条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条第2項及び第3項に定める特別支援学級を担当する市費負担教職員については，別表第3に定める調整額を支給することができる。

(教職調整額)

第7条 教職調整額の支給については、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和27年鹿児島県条例第47号）第3条第1項の例による。

(へき地手当)

第8条 へき地手当は、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する市費負担教職員に支給することができる。

2 へき地手当の月額、給料及び扶養手当の月額の合計額に別表第4に定める手当率を乗じた額とする。

別表第1に次のように加える。

38	228,200
39	229,900
40	231,600
41	233,300
42	235,000
43	236,600

別表第2中表の部分を次のように改める。

号給	月額（円）
1号給から8号給までの号給	2,000
9号給から12号給までの号給	2,100

13号給から16号給までの号給	2,200
17号給から20号給までの号給	2,300
21号給から24号給までの号給	2,400
25号給から28号給までの号給	2,600
29号給から32号給までの号給	2,700
33号給から36号給までの号給	2,800
37号給から40号給までの号給	2,900
41号給から43号給までの号給	3,100

別表第2の次に次の2表を加える。

別表第3（第6条関係）

号給	調整額（円）
1	7,200
2	7,267
3	7,335
4	7,402
5	7,474
6	7,560
7	7,641

8	7,722
9	7,798
10	7,893
11	7,983
12	8,073
13	8,158
14	8,257
15	8,356
上記以外の号給	8,400

別表第4（第8条関係）

級地	手当率（％）
5	25
4	20
3	16

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の奄美市任期付市費負担教職員の採用、給与及び勤務条件等に関する条例（以下「改正後の給与等条例」という。）の規定は、令和3年4月1日から適用する。

（給与の内払）

2 改正後の給与等条例の規定を適用する場合には，改正前の奄美市任期付市費負担教職員の採用，給与及び勤務条件等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は，改正後の給与等条例の規定による給与の内払とみなす。